

行政情報

道路空間の利活用を推進するためのガイドラインの策定

関係省庁が連携して「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出を推進

権名大介・石井克茂

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた関係省庁支援チームにおいて、パブリック空間を代表する道路空間の利活用手法をとりまとめた「「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」を策定した。本稿では、本ガイドラインの策定の背景や概要について紹介する。

キーワード：道路空間利活用、道路占用許可、道路使用許可、まちづくり、関係省庁支援チーム

1. はじめに

我が国では人口減少や少子高齢化が進行し、ソーシャルキャピタルの低下等の課題を抱える一方で、知識集約型経済の拡大やグローバル化に伴う都市間競争の加速、働き方改革やワークライフバランスの重視等の働き方の多様化が進んでおり、都市における魅力向上が求められている。こうした状況の中、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造と地域課題の解決を目指し、パブリック空間の利活用等に関する制度や施策を所管する省庁・部局で構成された、「「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム」において議論を重ねてきた。

本ガイドラインは、近年、地域の賑わい創出のためのイベント等による利用など、道路空間の利活用への期待が高まっていることを踏まえ、パブリック空間を代表する道路空間の利活用に着目し、地方公共団体やまちづくり団体等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための基礎情報をとりまとめたものである。

2. 本ガイドライン策定の背景

公共空間利活用において、まちづくり団体等を対象としたアンケートやヒアリングを実施した結果、道路占用許可及び道路使用許可に関して主に以下のような意見が寄せられた。

・賑わい空間として活用することに警察の理解が得ら

れにくい。

- ・行政主体で申請しないと許可が出にくい。
- ・祭りなど慣習になっているものであれば良いが、新たなイベントだと難色を示される。
- ・協議や申請に時間を要するなど負担となっている。
- ・年間を通じて複数回ある取組に対する一括申請など、許可を弾力的にしてほしい。

一方、管理者側は、許可基準等における一定の目安を地域ごとに定めている場合があるほか、許可申請手続の簡素化・弾力化に向けた取組等を実施しているところ、まちづくり団体側がそれらを把握していないことによる認識のギャップが上記のような意見に繋がっていると考えられることから、そのギャップを解消することなどを目的として、本ガイドラインを策定した。

3. 本ガイドラインの概要

本ガイドラインは、居心地の良い空間づくりを進めるため、パブリック空間を代表する道路空間を利活用した地域活動を行うに当たって必要となることの多い道路占用許可及び道路使用許可に関し、地方公共団体やまちづくり団体等が道路空間を利活用した地域活動を円滑に実施するための一助となるよう、最近の動向を踏まえつつ、解説したものである。

(1) 道路占用許可

許可の基準や条件、許可の特例制度、許可手続の簡素化・弾力化の取組について解説した。特例制度においては、都市再生特別措置法や中心市街地の活性化に

関する法律に基づく特例のほか、新たな特例制度として、令和2年の道路法の一部改正により創設された「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の制度概要や手続の流れ等も記載し、道路占用の許可基準の一つである無余地性の基準（道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと）を満たすことが難しい場合の対応を示した。

また、許可手続の簡素化・弾力化の取組として、占用物件の概要や安全確保策等に係る事前相談の積極的な受付及び助言の実施、複数の物件をまとめた1枚の申請書による一括申請、道路占用許可と道路使用許可に係る事前相談や申請の一括受付等についても記載し、道路管理者としても路上イベント等の実施を支援していることを示した。

(2) 道路使用許可

許可の基準や条件、許可期間、許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組について解説した。許可基準については、所轄警察署長が許可の判断を行うに当たり、イベント等の開催目的に公益性があることを前提に、地域住民や道路利用者等の合意形成の状況や、交通の妨害の程度等を勘案して判断することを記載し、まちづくり団体等から「基準がよくわからない」といった意見が多く寄せられていた許可基準を明確にした。許

可期間については、許可が必要となる道路交通法に基づく行為の分類（1～4号）に応じた許可期間の設定に関する考え方や、都道府県警察において許可期間に係る基準を定めて公表している場合があることなどを記載し、許可基準の見解が統一化されていることを示すとともに、3号に分類される露店や商品の陳列台等の行為については、年間を通じて出店日や出店場所が特定されていたり、毎月1回以上定期的に出店されていたりするなど、「定型的なもの」と判断される場合には、許可期間が長く設定されることがあることを記載し、条件によって弾力的な対応が可能であることを示した。

また、許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組として、交通への影響を少なくするための方法に係る助言・情報提供、複数の道路使用に係る許可の一括化、道路使用許可と道路占用許可の申請に係る事前相談や一括受付等について記載し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、警察においても許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を実施していることを示した。

(3) 参考事例

道路占用許可及び道路使用許可が必要となる道路空

- 道路空間利活用（歩道上のオープンカフェ設置）について、計画段階から警察とともに、交通安全等の配慮が必要な事項について検討・協議を重ね、社会実験を実施。その効果検証後、本格実施に移行。
- 本格実施に移行後は、道路占用・使用とも1年間の許可期間が認められるなど、円滑な運営を実施。

■ 道路空間利活用の経緯

- H25 まちづくり福井（株）が都市再生推進法人に指定公共空間利活用検討会の設置（福井市、まちづくり福井、福井警察署がメンバー）
- H25 社会実験の実施（歩道上にオープンカフェ等を設置）⇒店舗や利用者の意見、交通安全性等について、検討会で検証した結果、集客効果が高いこと、安全確保に支障はないことから、本格実施に向けて準備を進める。
- H26～ 都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例（以下「都市再生占用特例」）を適用した上で「街色Open Café」として本格実施
 - ・沿道の飲食店と協力し、歩道上にオープンカフェを設置
 - ・毎年6～10店舗が参加
 - ・開催期間は毎年4月1日～11月30日
 - ・直接提供はNG、テイクアウトのみ飲食可能
 - ・テーブルやイスの出し入れ、ゴミ処理、違法駐輪の監視等は、参加店舗の役割

■ 道路占用・使用許可関連の情報

許可期間	占用：1年間 使用：1年間
申請者	まちづくり福井（株）※都市再生推進法人
申請方法	一括申請 ※福井市が占用、使用ともワンストップで受理
制度活用	都市再生占用特例（H26～） 都市利便増進協定（H30～）



■ 円滑な道路空間利活用のポイント

- ・利活用に向けた関係者の合意形成の場を計画段階から構築できたこと。
- ・実施主体に都市再生推進法人という公的な位置づけを付与したこと。
- ・都市再生占用特例や都市利便増進協定の制度を活用したこと。
- ・本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。

図一 道路空間利活用における代表的事例（福井市）

間利活用の取組における参考事例として、円滑な道路空間利活用のポイントや警察との協議において留意すべきポイント等を整理した代表的事例を掲載した。例えば、福井市の事例では、円滑な道路空間利活用のポイントとして、以下の取組を実施している（図—1）。

- ・利活用に向けた関係者の合意形成の場を計画段階から構築できたこと。
- ・実施主体に都市再生推進法人という公的な位置づけを付与したこと。
- ・都市再生特別措置法に基づく道路占用特例や都市利便増進協定の制度を活用したこと。
- ・本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。

また、そのほか、活動の概要、道路占用許可における許可期間及び活用した特例制度、道路使用許可における許可期間及び許可が必要となる行為の分類等を整

理した地域事例を複数掲載し、両許可における許可期間の目安等を示した（図—2）。

(4) その他

道路上で飲食店等の営業を行う場合には、食品衛生法第55条に基づき、その施設の所在地を管轄する都道府県知事、もしくは保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要となるが、客席のみの場合であれば許可が不要となることを参考情報として記載した。

なお、本ガイドラインのポイント等を整理した概要を図—3に示す。

4. おわりに

国土交通省では、平成30年度から令和元年度にかけて、産学官の関係者からなる「都市の多様性とイノ

場所	活動の概要	占用許可		使用許可		申請者	写真
		許可期間 ※1	特例 制度	許可期間 ※1	行為の 分類 ※2		
姫路市 【大手前通り】	大手前通り活用チャレンジ2020「ミチミチ」において、休憩施設の設置やイベント等を実施。 <事業期間> ①令和2年11月～令和3年5月(約7ヶ月間) ②令和3年5月～令和4年3月(約10ヶ月間)	①7ヶ月間 ②10ヶ月間	社会実験として実施 ※今後、ほこみち制度を適用予定(令和3年2月指定)	①7ヶ月間 ②10ヶ月間 (休憩施設) ※イベントは7日間	2号 ほか	大手前みらい会議	
柏市 【柏駅前ペDESTリアンデッキ】	柏駅前デッキ活用プロジェクト「KASHIWA W DECK」において、飲食・物販等の賑わい創出事業と広告事業を実施。 <事業期間> 令和3年4月～令和4年3月	1年間	都市再生 占用特例	1年間 (広告板) ※飲食・物販等は1ヶ月間	2号 ほか	一般財団法人 柏市まちづくり公社	
新潟市 【万代ガルベトン通り(市道南2-4号線)】	「万代ガルベトンテラス社会実験」において、ベンチ・テーブルの設置やキッチンカーの出店等を実施。 <事業期間> 令和2年7月～9月(約3ヶ月間)	3ヶ月間	コロナ 占用 特例 ※今後、ほこみち制度を適用予定(令和4年4月指定)	1ヶ月間	3号	万代シティ商店街振興組合	
前橋市 【前橋駅北口けやき並木通り】	「前橋駅けやき並木通りオープンカフェ」において、オープンカフェやキッチンカーの出店等を実施。 <事業期間> ①令和3年5月～令和3年10月(約6ヶ月間) ②令和3年11月(約1ヶ月間) ③令和3年12月～令和4年3月(約4ヶ月間)	①6ヶ月間 ②1ヶ月間 ③4ヶ月間	都市再生 占用特例	①6ヶ月間 ②1ヶ月間 ③4ヶ月間	3号	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	
岡崎市 【康生通り】	QRUWA戦略における公共空間を活用した公民連携プロジェクトの一つである「グッとくるわ康生」において、休憩施設の設置や歩道の軒先活用等を実施。 <事業期間> 令和2年11月～令和3年3月(約4ヶ月間)	4ヶ月間	コロナ 占用 特例	1ヶ月間	3号	株式会社まちづくり岡崎	
北九州市 【サンロード魚町】	昼の野菜・雑貨等販売「サンロード鳥町マルシェ」や、夜のオープンカフェ「サンロード鳥町夜市」等を実施。 <事業期間> 令和元年4月～令和元年11月(約8ヶ月間)	3ヶ月間	国家戦略特別区域法に基づく 占用特例	1ヶ月間	4号	鳥町まちづくり会議推進協議会	

※1：1回の申請における許可期間を示す。
※2：道路交通法第77条第1項各号に基づく行為の分類を示す。

図—2 道路空間利活用の地域事例

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン (令和4年4月) 国土交通省

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた「関係省庁支援チーム」において、パブリック空間を代表する道路空間を利活用した地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたガイドラインを策定。

関係省庁支援チーム構成員 (★はチームリーダー)

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 (★)
 国土交通省 都市局 街路交通施設課
 国土交通省 都市局 市街地整備課
 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
 国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 国土交通省 道路局 路政課
 国土交通省 道路局 環境安全・防災課
 国土交通省 住宅局 市街地建築課
 内閣府 地方創生推進事務局
 厚生労働省 医業・生活衛生局 食品監視安全課
 警察庁 交通局 交通規制課

本ガイドラインのポイント

■道路占用許可

①道路占用許可の特例制度として、令和2年の道路法一部改正により創設された「歩行者利便増進道路(通称:ほごみち)」の制度概要や手続の流れなどを記載。

■道路使用許可

②道路使用許可の許可基準において、所轄警察署長が許可の判断を行うに当たったの考慮点として「イベント等が交通の妨害の程度を上回る公益性を有すること」などを記載。

③道路使用許可の許可期間において、許可が必要となる行為の分類の具体例を明示するとともに当該行為の分類に応じ、都道府県警察では許可期間に係る基準を定めて公表している場合があること、また、3号の分類においては「定型的なもの」と判断される場合には許可期間が長く設定されることがあることなどを記載。

■道路占用許可・道路使用許可の共通事項

④道路占用許可・道路使用許可の申請手続における簡素化・弾力化の取組として、占用主体やイベント等の実施主体に対し、事前相談による助言・情報提供を行っていること、また、複数の占用物件あるいは道路使用行為について、許可を一括化する制度があること、さらに、両方の許可が必要となる場合に、両許可に係る申請の一括受付の制度があることなどを記載。

⑤道路空間利活用の取組における参考事例として、円滑な道路空間利活用のポイントや警察との協議において留意すべきポイント等を整理した代表的な事例や、道路占用・道路使用許可関連の活動の内容、許可期間、占用特例、道路使用行為の分類等の情報を整理した地域事例を複数掲載。



【参考】飲食店等営業許可

⑥道路上で飲食店などの営業を行う場合における飲食店等営業許可について、客席のみの場合であれば許可を不要とすることを記載。

本ガイドラインの構成

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて
居心地の良い空間づくりとしての道路空間利活用等
- 2 道路占用許可について
道路占用許可の概要、基準・条件、特例制度、許可手続の簡素化・弾力化
- 3 道路使用許可について
道路使用許可の概要、基準・条件、許可期間、許可手続の簡素化・弾力化
- 4 参考事例
福井市、新宿区、松本市、姫路市、柏市、新潟市、前橋市、岡崎市、北九州市

※本ガイドラインは以下の国交省HPに掲載
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html

図-3 本ガイドラインの概要

バージョンの創出に関する懇談会」を開催し、都市経済・社会の多様性の促進や付加価値を創出する都市の在り方について検討を進めてきたところ、同懇談会より、新たな都市像を示すキーワードとして『WEDO』(Walkable, Eyelevel, Diversity, Open) が示されるとともに、「官民のパブリック空間をウォークブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら『居心地が良く歩きたくなるまちなか』を形成する必要がある」との提言を受けた。これを受け、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造と地域課題の解決を目指して、多様な人材が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向け、その取組を推進しているところである。

今後、全国の様々な地域において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進めるに当たり、本ガイドラインがその一助となれば幸いである。

なお、本ガイドラインは、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html)

JICMA

【筆者紹介】

椎名 大介 (しいな だいすけ)
 国土交通省
 都市局 まちづくり推進課 企画専門官



石井 克茂 (いしい かつしげ)
 国土交通省
 都市局 まちづくり推進課 官民連携調整係長

